

富山県地域医療確保修学資金の手引

【富山大学医学部医学科「特別枠」】

令和 9 年 4 月

〒930-8501

富山市新総曲輪 1 番 7 号

富山県厚生部 医務課 医師・看護職員確保対策係

TEL:076-444-3218 FAX:076-444-3495

1 貸与の目的等について

(1) 貸与の目的(条例第1条)

医師の確保が必要な富山県内の医療機関の小児科、外科(*1)、産科、麻酔科、救急科、総合診療科、脳神経外科、感染症内科(*2)において、診療に従事する勤務医を確保し、地域医療の充実に寄与することを目的としています。

*外科、感染症内科の詳細は、2ページの「※3診療科」をご覧ください。

(2) 貸与対象者(条例第2条及び規則第2条)

富山大学医学部医学科の総合型選抜総合型選抜Ⅱ「富山県特別枠」により入学した学生

(3) 貸与の方法(条例第3条)

入学した日の属する月から、大学を卒業する日の属する月まで6年間、次の額を貸与します。

入学料相当額	入学時	282,000円	予定
授業料相当額	年 額	536,000円	予定
修 学 費	月 額	100,000円	

2 貸与の取消し・停止について(条例第6条)

(1) 次の場合は貸与取消しとなり、貸与された修学資金に所定の利率(5%)を乗じて得た額を返還しなければなりません。

- ①退学したとき
- ②心身の故障のため修学の見込みが無くなったと認められるとき又は死亡したとき
- ③学業成績が著しく不良となったと認められるとき(2回目の留年が決定した場合等)
- ④辞退したとき(規則第8条に基づく辞退届(様式第7号)の提出を行ったとき)
- ⑤その他修学資金を貸与することが適当でないと認められるとき

(2) 停学、休学、留年等の場合、相当期間貸与が停止されます。

3 修学資金の返還免除及び一部免除について(条例第9条)

(1) 修学資金の返還免除(全額免除)について

次の場合に修学資金の返還が全額免除されます。

ア 大学を卒業後、医師となり、その後知事が指定する臨床研修病院^{*1}で臨床研修(医師法第16条の2第1項に規定する研修)を修了した後、知事が貸与生ごとに指定する医療機関^{*2}において、地域医療に必要な診療科^{*3}(小児科、外科、産科、麻酔科、救急科、総合診療科、脳神経外科、感染症内科)の診療に従事(以下「指定特定医療機関従事医師」という。)し、9年間勤務^{*4}した場合に、申請により、修学資金の全部の返還が免除されます。

また、別に定めるキャリア形成卒前支援プラン及びキャリア形成プログラム^{*5}の適用を受けることとなります。

※1 臨床研修病院

富山大学附属病院、県内の臨床研修病院になります。

※2 医療機関

勤務する医療機関は、次の病院又は診療所の中から指定されることとなります。

(注) 令和8年度のもので、臨床研修を修了された時点では、変更している場合があります。

※へき地医療拠点病院、へき地診療所として

黒部市民病院、かみいち総合病院、厚生連高岡病院、
金沢医科大学氷見市民病院、市立砺波総合病院、南砺市民病院、
公立南砺中央病院、南砺市利賀診療所、南砺市上平診療所、
南砺市平診療所、富山西総合病院

※その他、公的医療機関として

富山県立中央病院、富山大学附属病院
あさひ総合病院、富山労災病院、厚生連滑川病院、富山市民病院、
富山まちなか病院、富山赤十字病院、済生会富山病院、
富山県リハビリテーション病院・こども支援センター、国立病院機構富山病院、
射水市民病院、高岡市民病院、済生会高岡病院、
地域医療機能推進機構高岡ふしき病院、北陸中央病院、
国立病院機構北陸病院

※3 診療科

診療科は、富山県及び富山大学と協議を行いながら、地域医療において必要な複数の診療科(小児科、外科(*1)、産科、麻酔科、救急科、総合診療科、脳神経外科、感染症内科(*2))の中から選択していただきます。

(*1)外科について

外科は、新専門医制度の基本領域における「外科」のみを指し、整形外科及び形成外科は含みません。基本領域の「外科」を修了した後、サブスペシャリティ領域の専門分野に従事する場合は、「呼吸器外科、消化器外科、乳腺外科、小児外科」を対象とします。

(*2)感染症内科について

基本領域「内科」を修了した後、サブスペシャリティ領域「感染症」の専門分野に従事する場合を対象とします。その場合に限り、修学資金の返還を免除します。(基本領域「内科」を修了後、感染症の専門分野に従事しなかった場合、基本領域「内科」の従事期間も返還免除の対象とはなりません。)

※4 勤 務

臨床研修を行った後、知事が指定する医療機関において、9年間診療に従事していただきますが、富山大学附属病院や富山県立中央病院等の県内医療機関において、知事が認める研修(専門研修等)を受ける期間は、診療に従事すべき9年間に含めます。なお、9年間のうち、医師多数区域(富山市)以外の指定された医療機関等に4年間以上勤務することとします。

※5 キャリア形成卒前支援プラン及びキャリア形成プログラムの適用

富山県では、キャリア形成卒前支援プラン及びキャリア形成プログラムを定めており、修学資金の貸与を受けた方は、本プラン及びプログラムの適用を受けることとなります。

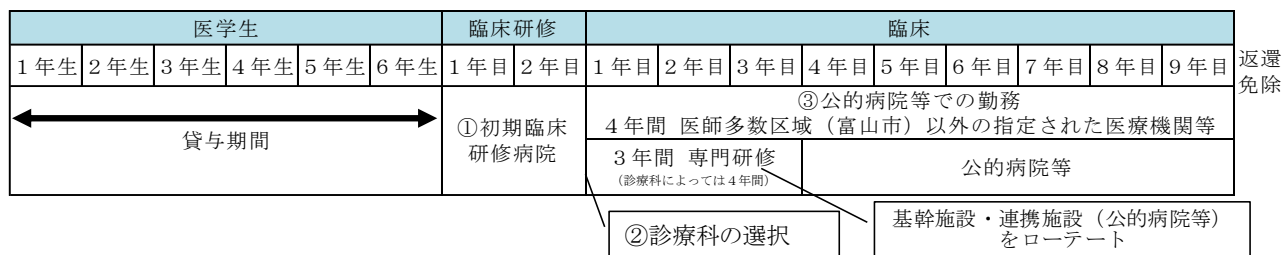
※キャリア形成卒前支援プラン

キャリア形成卒前支援プランは、大学在学中から地域医療に関する意識の涵養を図り、将来地域医療に従事する際の具体的なキャリアを描けるよう支援をすることを目的として、都道府県が作成するものです。具体的な内容は、県ホームページで確認してください。

※キャリア形成プログラム

キャリア形成プログラムは、医師の地域偏在・診療科偏在の解消と派遣される医師の能力開発・向上の両立を図るとともに、地域医療に従事し、地域に貢献いただけるようなキャリア形成を支援することを目的として、都道府県が策定するものです。地域医療に従事しながら、専門研修を行うことができるよう配慮することとしています。具体的な内容は、県ホームページで確認してください。

(参考) キャリア形成プログラムに基づくキャリア形成のイメージ



イ 職務に起因する心身の故障により免職されたとき、または職務により死亡したときは、修学資金の全額の返還が免除されます。

(2) 修学資金返還の一部免除について

- 修学資金を返還することになった場合でも、指定特定医療機関従事医師として通算3年以上勤務した場合は、その在職月数に応じて返還額の一部が免除されます。（3年未満の期間しか勤務していなかった場合、又は、内科の専門研修修了後、感染症の専門分野に従事しなかった場合は、全額返還となります。）

(3) 免除の申請手続について

返還免除が成立した場合、次の書類を提出して下さい。

- 修学資金返還免除申請書(様式第9号)

4 修学資金の返還について(条例第7条、規則第10条)

(1) 次の場合には、貸与された修学資金に所定の利率(5%)を乗じて得た額を返還しなければなりません。

①貸与を取り消されたとき

②大学を卒業した日から2年以内に医師免許を取得できなかったとき

※卒業する年の国家試験に不合格となり、翌年の国家試験にも不合格となった場合、返還となります。

③免許取得の後、直ちに、知事が指定する臨床研修病院で臨床研修を行わなかったとき

④臨床研修期間が2年を超えたとき

⑤臨床研修を終え、直ちに、指定特定医療機関従事医師にならなかったとき

⑥県内で指定特定医療機関従事医師として業務に従事しなくなったとき

(2) 返還の期間、方法

・返還期間： 返還理由が発生した日(退学、県外就職、退職等)から起算して、貸与を受けた期間の2分の1に相当する期間内に返還

・返還方法： 直ちに一括払、若しくは半年賦又は年賦の均等払

5 返還の猶予(条例第8条、規則第11条)

(1) 貸与を受けた者が次の場合に該当するときは、申請により返還を猶予します。

①大学を卒業した後、医師免許を取得するまでの期間

(ただし、2年を限度とする。)

②医師免許を取得した後、引き続き行う臨床研修の期間(2年)

③指定特定医療機関従事医師として診療に従事している期間

④知事が認める研修の期間

⑤災害、病気その他やむを得ない事情により、返還が困難であると認められるとき

(その理由が継続する間に限る。ただし、2年を限度とする。)

(2) 返還猶予の手続

①大学を卒業した後、医師免許を取得するまでの期間(卒業後2年以内)について、次の書類を提出してください。

(ア) 返還猶予申請書(様式第8号)(卒業後から1年間の猶予を申請するもの)

(イ) 卒業証明書

②医師免許を取得した後、病院での臨床研修を行っている期間は、次の書類を提出してください。

(ア) 返還猶予申請書(様式第8号)(免許取得の月から1年間の猶予を申請するもの)

(イ) 卒業証明書(①で提出済の際は必要ありません。)

(ウ) 医師免許証の写し又は登録済証明書

(エ) 現に研修を行っている病院の証明書

③返還免除が成立するまでの間は、毎年度当初に、次の書類を提出してください。

(ア) 返還猶予申請書(様式第8号)(新たに1年間の猶予を申請するもの)

(イ) 現に研修を行っている病院の証明書若しくは勤務している病院等の就業証明書

6 各種届出

(1) 在学証明書の提出について(規則第14条)

修学資金貸与中は、在学証明書(大学等の定めるもの)を毎年4月15日までに提出してください。

(2) 借用証書の提出について(規則第7条)

貸与が終了した時点で、直ちに連帯保証人2名(誓約書と同じ方)の実印を押印した借用証書(様式第6号、印鑑証明書添付)を提出してください。

(3) 各種届出について(規則第15条)

①停学、休学、留年、退学等の場合は、直ちに連絡してください。

②本人及び保証人の住所、氏名等を変更した場合は、直ちに連絡してください。

7 修学資金の令和9年度支払計画

月	金額	内訳	支払時期(予定)
9年4月～6月分	1,118,000 円	入学料相当額 282,000 円予定 授業料相当額 536,000 円予定 修学費 100,000 円×3月分	9年4月
7月～9月分	300,000 円	修学費 100,000 円×3月分	7月
10月～12月分	300,000 円	修学費 100,000 円×3月分	10月
10年1月～3月分	300,000 円	修学費 100,000 円×3月分	10年1月

※ 次年度以降の支払計画については、次のように予定しております。

月	金額	内訳	支払時期(予定)
4月～6月分	836,000 円	授業料相当額 536,000 円予定 修学費 100,000 円×3月分	5月
7月～9月分	300,000 円	修学費 100,000 円×3月分	7月
10月～12月分	300,000 円	修学費 100,000 円×3月分	10月
1月～3月分	300,000 円	修学費 100,000 円×3月分	1月

8 その他

この「手引き」の記載に関わらず、関係条例及び規則の改正等によって、要件等が変更される場合がありますので、ご了承ください。

その場合には、その都度、文書等によりお知らせします。